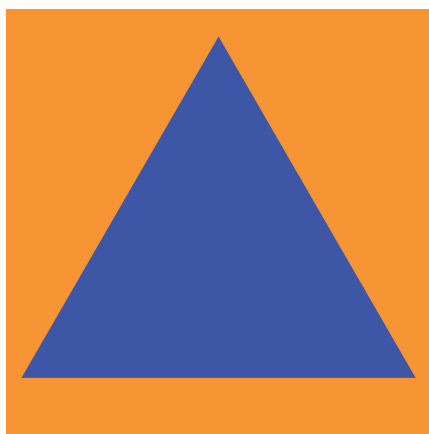


テロや武力攻撃などの

いざ!というときのための
避難

港区国民保護計画に伴う住民の避難について



このマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するための国際的な標章です。



港 区

避難実施要領について

- 日本に対する武力攻撃などが迫った場合、国はその情報を把握し、国民に警報を発令します。また、国は、避難の必要があると認めた場合、「避難措置の指示」を都知事にします。
- 指示を受けた都知事は、区長を経由して住民に対し「避難の指示」を行います。
- その場合、区長は速やかに「避難実施要領」を定めます。
- 「避難実施要領」は避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる関係機関が、共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものです。

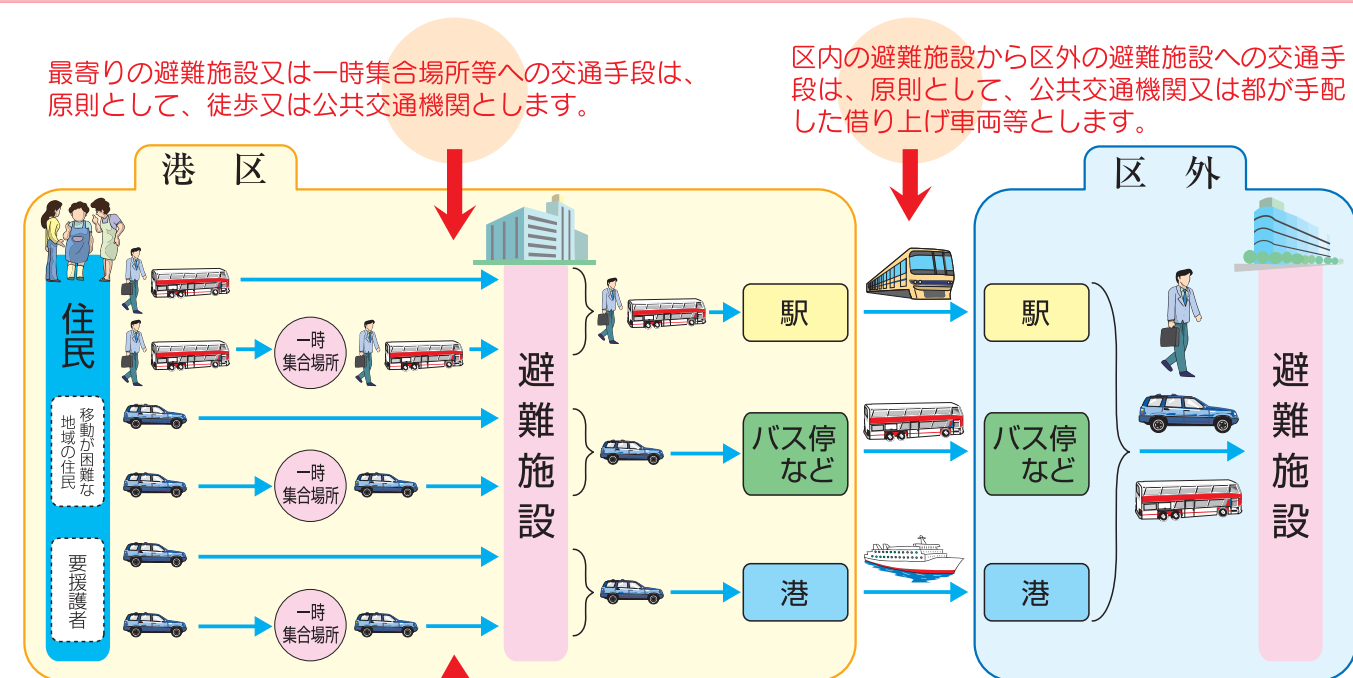
港区における避難のイメージ

住民の避難は、以下のようなイメージとなります。

○ 屋内への避難の場合



○ 区内もしくは区外の避難所への避難の場合



徒歩や公共交通機関による移動が困難な地域、又は自力避難困難者等の災害時要援護者の避難は都が手配した借り上げ車両等を使用するものとし、やむを得ないと認められるときは、自家用車等の使用も考慮します。

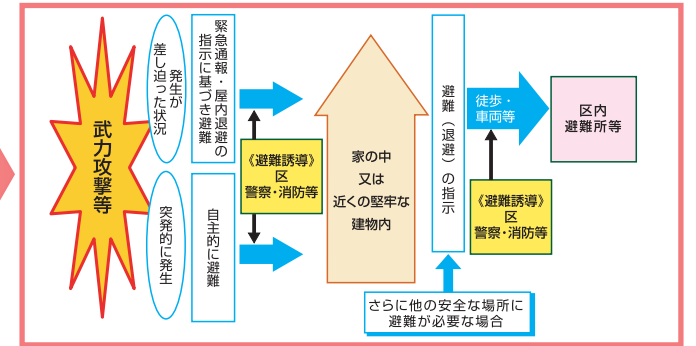
想定される避難の形態

港区国民保護計画では、避難の形態として以下の5つを想定しています。

(1) 突発的かつ局地的な事態 (屋外で突発的に発生) の場合

具体例

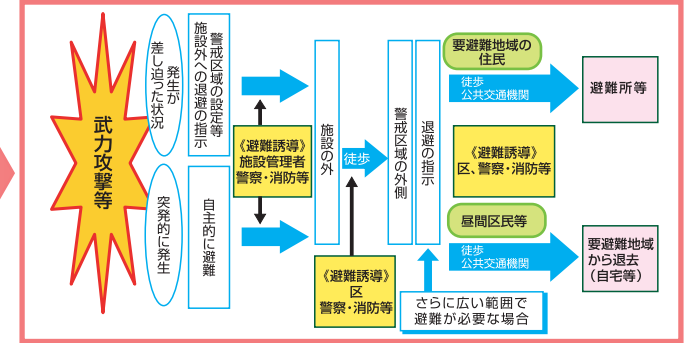
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃 (通常弾頭、BC弾頭)
- 航空攻撃 (通常爆弾等)
- 緊急処理事態 (大規模テロ等)



(2) 突発的かつ局地的な事態 (大規模集客施設等内で突発的に発生) の場合

具体例

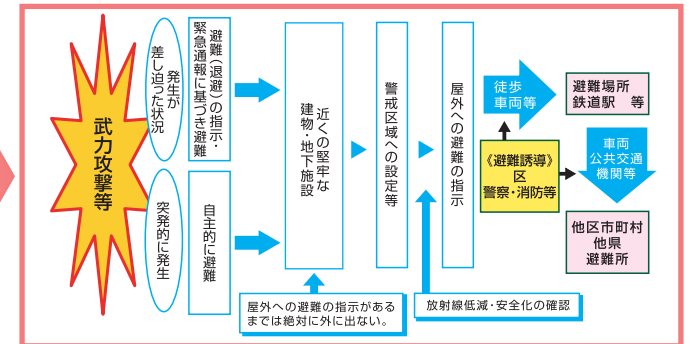
- 緊急処理事態 (大規模テロ等 (NBC攻撃を伴う場合を含む))



(3) 突発的かつ広範囲な事態 の場合

具体例

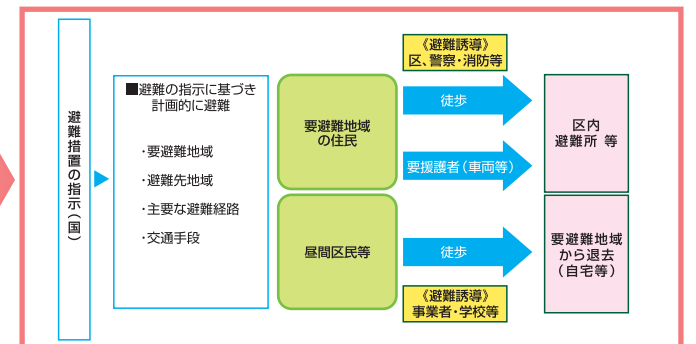
- 弾道ミサイル攻撃 (核弾頭)
- 航空攻撃 (核弾頭)



(4) 時間的余裕がありがた 局地的な事態の場合

具体例

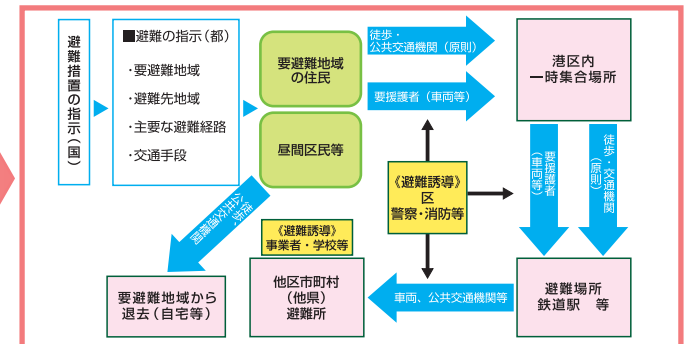
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃 (施設占拠に伴う周辺住民の避難等)



(5) 時間的余裕がありがた 広範囲な事態の場合

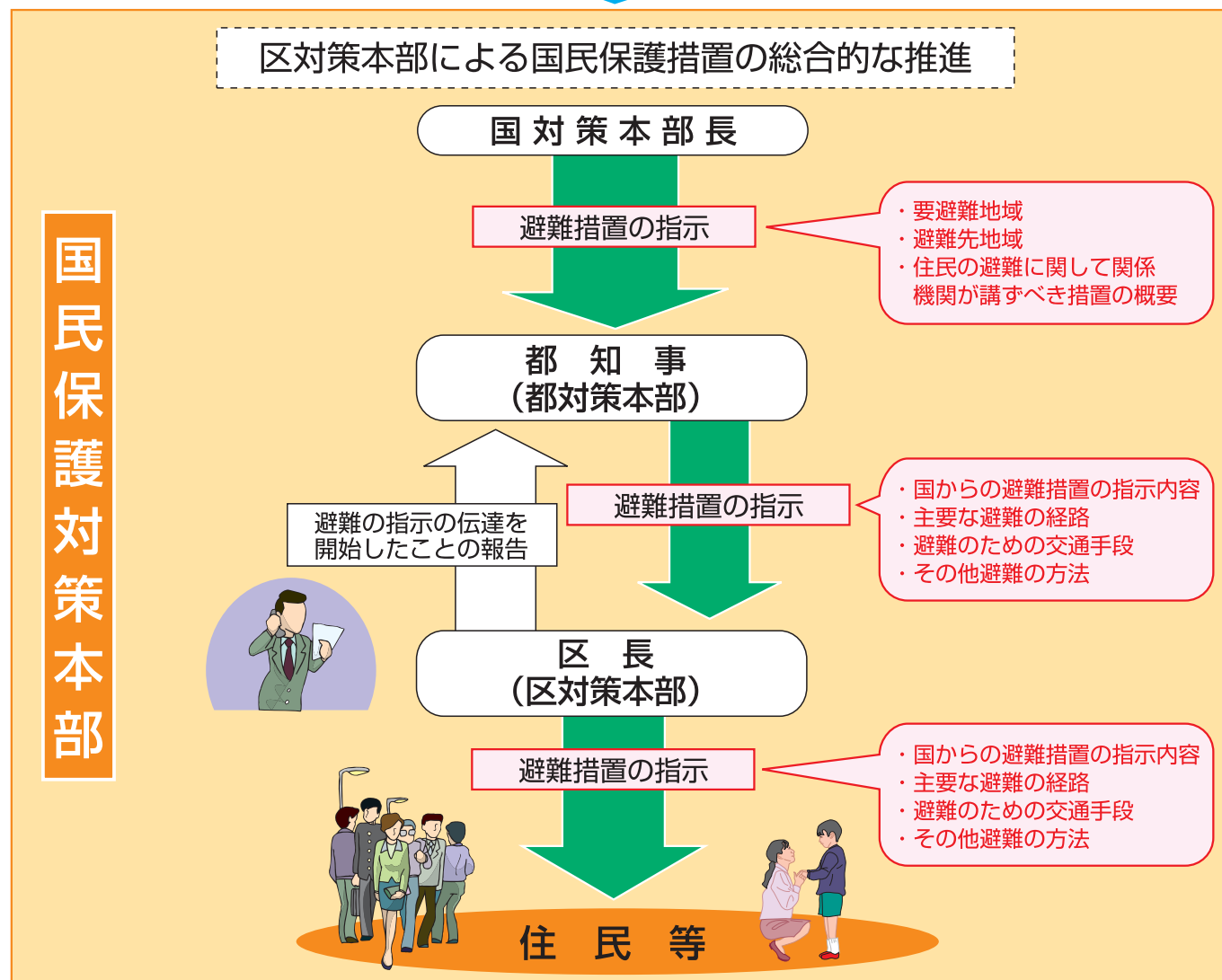
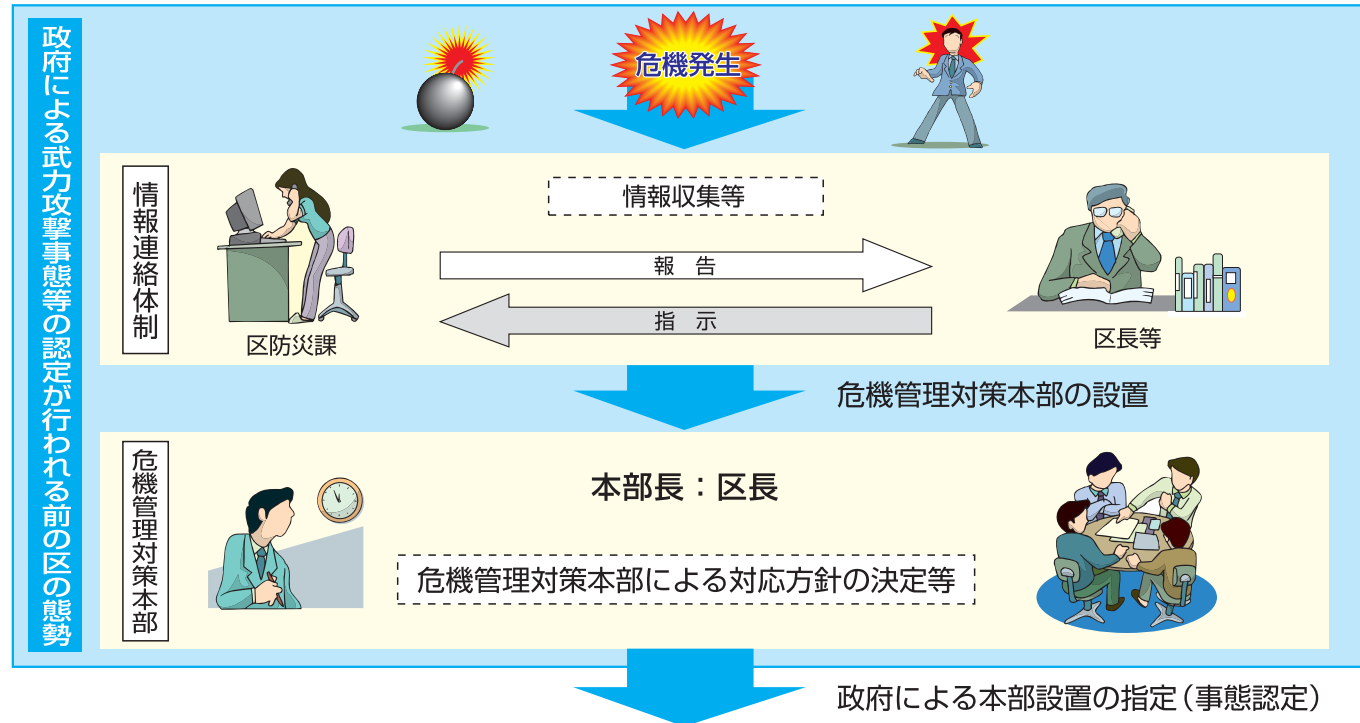
具体例

- 着上陸侵攻



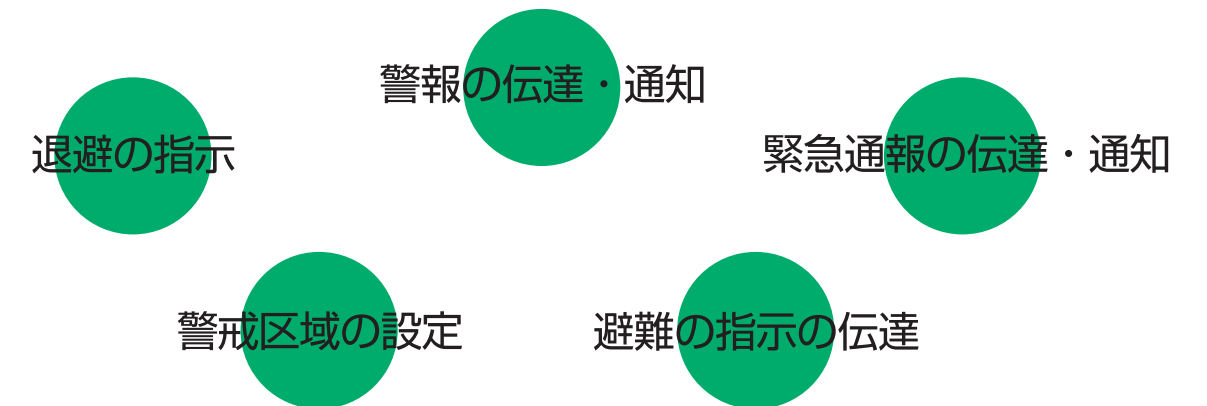
避難の指示までの流れ

危機発生時から、避難の指示が住民等に伝達されるまでの流れは、以下のとおりとなります。



警報及び避難の指示等

武力攻撃事態等への対処として、区長は住民及び関係団体に対して下記を伝達・通知します。



避難実施要領の作成

区長は、関係機関の意見を聴いた上で、「避難実施要領」を的確かつ迅速に定めます。(避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正します)。

避難実施要領に定める事項等は、原則として下記のとおりです。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 区職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

ゲリラ・特殊部隊による集客施設の占拠に伴う 周辺住民の避難の場合の避難実施要領（例）

前提
条件

- ★ 国籍不明の武装工作員が区内の〇〇ホテルを占拠
- ★ 〇〇ホテル周辺の住民は、区内の避難所に避難する
- ★ 天候は雨。北の風5メートルが吹いている

避難実施要領（例）

東京都 港区長
〇〇月〇〇日〇時現在

1 事態の状況及び避難の必要性
国の対策本部長は、国籍不明の武装工作員が〇〇ホテルを占拠したことを踏まえ、本日14時に警報を発令し、**〇〇周辺の港区〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。※1**
また、国の避難措置の指示を受け、都の対策本部長は15時に別添のとおり避難の指示を行った。
※ 気象の状況一雨、北の風5m

2 避難誘導の方法
(1) 避難誘導の全般の方針
区は、要避難地域の住民約500名に対して、速やかに要避難地域外の一時集合場所であるA・B・C区民センターに集合した後、**区内の避難所（△△3丁目2-3にある区立〇〇小学校）に避難を行うよう伝達する。※2**
この際、避難は徒歩によるものとし、**自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。※3**
また、〇〇ホテルの周囲に所在する観光客等（昼間区民）のうち、観光バス利用者は観光バスで、自家用車利用者は自家用車で要避難地域から退去させ、鉄道利用者はJR〇〇線により要避難地域から退去させる。
避難誘導の方法については、各現場における警視庁、東京海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(2) 区における体制、職員派遣
① 区対策本部の設置
国からの指定を受けて、区長を長とする区対策本部を設置する。
② 区職員の現地派遣
区職員各〇名を、A・B・C区民センター、避難先の区立〇〇小学校に派遣し、現地での調整に当たらせる。
③ 現地連絡調整所の設置等
現場における事態の状況の変化に対応できるよう、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部等、自衛隊等関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう、関係機関と共に現地連絡調整所を設ける。

区は、現地連絡調整所に派遣している区職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。
現地連絡調整所においては、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。
④ 現地対策本部との調整
国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため区職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(3) 避難の経路、避難の手段（状況の変化とともに、逐次修正する）
〇〇時現在
〇〇1丁目～5丁目の住民（約500名）のうち、
〈Aルート〉〇〇1丁目～3丁目300名
一時集合場所（A区民センター）に集合した後、下記のとおりとする。※4
避難経路 国道〇〇号（予備として都道〇〇号及び△△号を使用）
〈Bルート〉〇〇4丁目100名
一時集合場所（B区民センター）に集合した後、下記のとおりとする。
避難経路 都道〇〇号（予備として都道△△号及び■■号を使用）
〈Cルート〉〇〇5丁目100名
一時集合場所（C区民センター）に集合した後、下記のとおりとする。
避難経路 都道△△号（予備として都道■■号を使用）※5

(4) 避難の実施単位、誘導開始時間
避難の実施単位は、各ビル事業所及び「〇〇町会」とする。※6
〇〇1丁目～5丁目地区（約500名）のうち、
〈Aルート〉 〇〇1丁目～3丁目300名
誘導開始時間 16:00
〈Bルート〉 〇〇4丁目100名
誘導開始時間 16:00
〈Cルート〉 〇〇5丁目100名
誘導開始時間 16:00 ※7

(5) 災害時要援護者への対応
要避難地域内の災害時要援護者約10名については、港区有マイクロバスにより避難する。※8
誘導開始時間等、避難誘導に係る詳細は以下のとおり。
〈港区有マイクロバス〉 1台
〇〇1～5丁目の住民（約10名）
誘導開始時間 16:30

(6) 区職員による避難誘導
住民の誘導のため、区職員を配置する。〇〇1～3丁目には5名、〇〇4丁目、5丁目にはそれぞれ3名を配置する。なお、〇〇1～5丁目の災害時要援護者に対しては2名を配置する。※9
いずれの場合も、配置する区職員を状況に応じて適宜増減させる。

(7) 避難経路における区職員の配置
避難経路の要所において、連絡所を設置し、区職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、区有車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽症者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。
また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

(8) 避難実施要領の住民への伝達
① 区は、防災行政無線、ホームページもしくは緊急時配信メール等を用いて、対象地域の住民全員に避難実施要領の内容を伝達する。
② ①と並行し、区は、避難実施要領について、要避難地域に所在する町会長・自治会長、自主防災組織のリーダー、当該地域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
③ 現場周辺における周知活動の実施に当たっては、消防車両等あらゆる手段を活用する。この際、実施機関に対し残留者の確認を要請する。
④ 区は都と連携し、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供するとともに放送を要請する。

(9) 避難所の開設
① 区は、区立〇〇小学校体育館を避難所として開設し、関係機関及び要避難地域内の住民等に伝達する。
② 住民については、要避難地域の安全が確認されるまでの間、避難所での生活を強いられることとなるため、区は、約〇〇人分の食品・生活必需品の給与又は貸与及び**医療の提供等の救済措置を実施できる体制を確保する。なお、食品・生活必需品の給与又は貸与に当たっては、区における備蓄品をもって充てることとし、不足が見込まれる場合には、都に対し要請を行う。※10**
③ 二次避難所への移送が必要な災害時要援護者について、区は二次避難所の開設を行うとともに、都に対して移送の要請を行う。

(10) 避難誘導の終了
① 区職員は住民の協力を得て、**戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。※11**
② 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(11) 誘導に際しての区職員等の留意点及び心得
区職員は、誘導に当たって以下の点に留意すること。
① 住民は恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、区職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
② 誘導員は、防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
③ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
④ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。
⑤ 雨天であるため、誘導の速度を晴天時よりも緩めるとともに、避難誘導の列からの離脱が発生しないようにすること。

(12) 職員の安全の確保
区職員が二次被害を被ることがないよう、現地連絡調整所等からの情報を対策本部に集約して、各職員に対して最新の情報を提供する。

3 住民に対する注意事項
(1) 近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難すること。
(2) 自主防災組織、自治会などの地域のリーダーは、毅然とした態度で誘導を行い、混乱の防止に努めること。
(3) **携行品は、貴重品（金銭、貴重品、パスポート及び運転免許証等の身分証明書）や数日分の着替えや日用品（非常持ち出し品）とし、円滑な行動に支障をきたさないようにすること。なお、雨天のため、必要に応じて長靴や雨ガッパ等を着用するとともに、雨に濡れた衣類等を保管するためのビニール袋を用意すること。※12**
(4) 家の戸締り等を行い、ガスの元栓をしめ、家電製品は必要なもの（冷蔵庫など）以外のコンセントを抜いておくこと。
(5) 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、区、消防又は警察に通報すること。

4 連絡先・調整先
(1) 対策本部設置場所：港区
(2) 現地連絡調整所設置場所：
(3) 避難所：区立〇〇小学校

＜問い合わせ先＞※13
港区国民保護対策本部
国民保護指令情報部 担当者 〇〇・〇〇
TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇-〇〇〇〇

※1 要避難先地域について記載

※2 避難先について記載

※3 避難の手段について記載

※4 一時集合場所について記載

※5 避難の経路について記載

※6 避難住民の誘導の実施単位について記載

※7 誘導開始時間について記載

※8 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応について記載

※9 区職員の配置について記載

※10 避難誘導中の食料等の支援について記載

※11 要避難地域における残留者の確認について記載

※12 避難住民の携行品、服装について記載

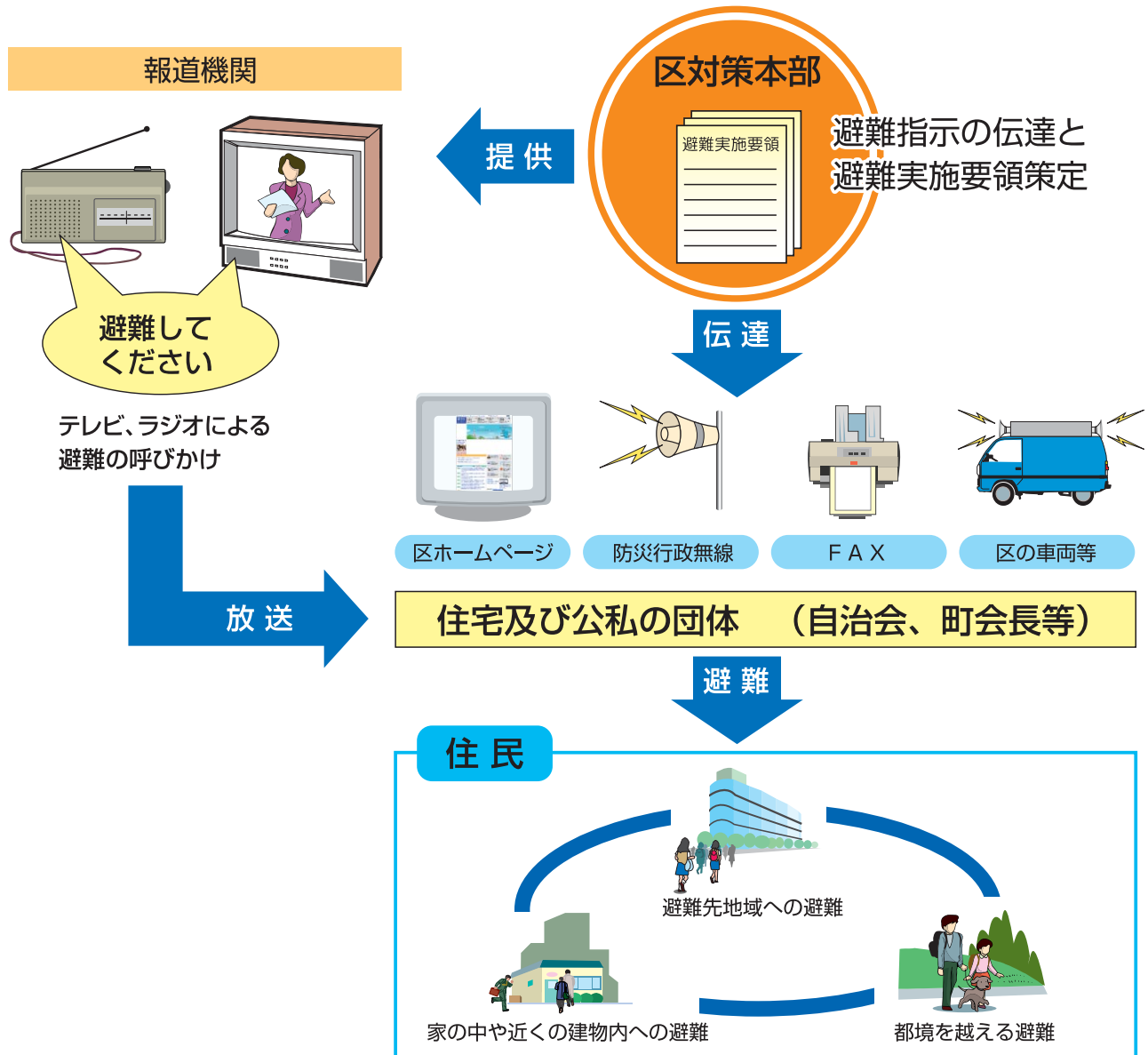
※13 避難誘導から逸脱してしまった際の緊急連絡先について記載

区職員の担う役割

○ 区職員は、「避難実施要領」に従い、おおむね以下のような役割を担うことになります。

- ・ 避難住民を避難先地域まで誘導
- ・ 避難経路の要所要所において各種の連絡調整を担当
- ・ 避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる住民に対し、警察、消防と共に丁寧な説明を行い、残留者を説得
- ・ 避難に伴う混雑等により危険な状態が発生する際には、警告や指示を実施

住民の避難に関する具体的な伝達方法



発行番号
20024-3411

